

国・地方の防災計画策定など今後の対応内容とスケジュール（案）

平成 24 年 1 月 23 日

原子力安全規制組織等改革準備室

東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故への対応と教訓を踏まえ、政府において、原子力災害対策特別措置法（原災法）の改正、防災基本計画、防災指針等の改定の準備を進めているところ。

これらの改正・改定に伴い、都道府県及び市町村では、地域防災計画の策定・改定、オフサイトセンターの立地見直し又は放射線対策を求められることとなる。

以下、地域防災計画改定に直接的に影響する防災基本計画、防災指針、原災法政省令、原子力事業者防災業務計画に関し、今後の対応内容とスケジュールを示すとともに、地域防災計画のスケジュールと、国による支援策の概要を示す。

1. 防災基本計画

当面の予定

- ・ 4 月の原子力安全庁の発足に合わせ、防災基本計画を改定。

4 月改定の内容

- ・ 組織の再編や福島事故の教訓等を踏まえ、関係機関の役割や対応手順を見直し。

その後の改定

- ・ EAL、OILによる住民防護の手順
- ・ 事故調査・検証委員会等の報告の反映 等

2. 防災指針

当面の予定

- ・ 4 月の原子力安全庁の発足に合わせ、防災指針を改定。

※ 従前、原子力安全委員会が決定していたものを、今般の原災法改正において原子力安全庁が策定するものとして法定化。

4月改定の内容

- ・3月中に予定されている原子力安全委員会による中間とりまとめのうち、検討が終了し、方向性が具体的になった事項を防災指針に反映。
(EPZ拡大等)

その後の改定

- ・EALとOILに基づくPAZとUPZの防護措置の発動
- ・その他、中間とりまとめの積み残しとなった事項 等

3. 原災法の政省令

当面の予定

- ・4月の原災法の施行に合わせ、政省令を改正。

4月改定の内容

- ・EPZ拡大に伴う協議・通報等の関係都道府県知事の追加(政令)
- ・原子力事業者防災業務計画の記載事項の変更(省令) 等

その後の改定

- ・EALの区分(政令・省令)
- ・オフサイトセンターの要件変更(省令) 等

4. 原子力事業者防災業務計画

当面の予定

- ・原災法の省令改正に伴い、防災業務計画を改定。

改定の内容

- ・シビアアクシデントを想定した訓練の実施
- ・その他、具体的な内容を検討中

その後の改定

- ・EALの具体的な基準

5. 地域防災計画

当面の予定

- ・都道府県と市町村においては、4月の防災基本計画及び防災指針の改

定を踏まえ、地域防災計画を改定・策定。

※ 改正原災法に基づく防災指針を踏まえた地域防災計画の改定等は、半年程度の経過措置期間を設定。

改定の基本的な考え方

- ・ 資料5 参照

国による支援の内容

- ・ 国は、地域防災計画の策定に関し、以下の支援策を準備中。
 - ① 策定ガイドラインの公表
 - ② 避難シミュレーションの支援
 - ③ P A Z・U P Zの線引きのための被害想定シミュレーションの実施
 - ④ E A LとO I Lによる新たな防護対策手順の周知（説明会の実施）

その後の改定

- ・ E A L・O I Lに関する防災指針改定等を踏まえ、地域防災計画を改定。

6. オフサイトセンター

当面の予定

- ・ 1月、オフサイトセンターの実態調査の実施
- ・ 2～3月、原子力安全委員会によるオフサイトセンターの機能等のあり方の検討
- ・ 4月以降、原子力安全庁において機能要件を検討し、道府県と調整の上、移転が必要と判断されれば立地調査・設計を実施。移転の必要がないものについては放射線対策のための工事を実施。

以上